

第 20 章 洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

1 洪水対応

(1) 平成 27 年水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定

洪水予報河川及び水位周知河川について、想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

洪水予報河川及び水位周知河川の洪水浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町村は、以下のとおりである。

水系名	河川名	指定 公表年月	関係市町村	管 内
淀 川	鴨川	H30.5	京都市、八幡市、久御山町	京 都
	高野川	H30.5	京都市	
	桂川(上流)	H30.5	京都市	
	弓削川	H30.5	京都市	
	山科川	H30.5	京都市、宇治市	
	天神川	H30.5	京都市	
	小畑川	H30.5	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町	乙 訓
	小泉川	H30.5	長岡京市、大山崎町	
	大谷川	H30.5	八幡市、京田辺市	山城北
	普賢寺川	H30.10	京田辺市	
	田原川	R1.5	宇治田原町	山城南
	煤谷川	R1.10	京田辺市、精華町	
	山田川	R1.10	木津川市、精華町	
	井関川	R1.10	木津川市	
	赤田川	R1.10	木津川市	
	和束川	R1.5	和束町、木津川市	
	南 丹	桂川(中流)	H30.10	亀岡市、南丹市
		犬飼川	H30.10	亀岡市
園部川		H30.10	南丹市	
田原川		H30.10	南丹市、京都市	
由良川	棚野川	H30.10	南丹市	中丹東
	高屋川	H30.5	京丹波町	
	犀川	H30.5	綾部市	
	上林川	R1.10	綾部市	中丹西
	和久川	H30.5	福知山市	
	牧川	H30.5	福知山市	
	土師川	H30.5	福知山市	
宮川	H30.5	福知山市		

水系名	河川名	指定 公表年月	関係市町村	管 内
二級河川	志楽川	H30.10	舞鶴市	中丹東
	伊佐津川	H30.10	舞鶴市	
	野田川	H30.10	宮津市、与謝野町	丹 後
	大手川	R2.5	宮津市	
	竹野川	H30.10	京丹後市	
	福田川	H30.10	京丹後市	
	川上谷川	H30.10	京丹後市	
	佐濃谷川	H30.10	京丹後市	
	宇 川	R2.5	京丹後市	
	筒 川	R2.5	伊根町	

京都府ホームページ公表アドレスは下記のとおりである。

https://www.pref.kyoto.jp/sabo/kouzui_sinsui/kouzuinsuisouteikuiki.html

- (2) 災害からの安全な京都づくり条例に基づく洪水浸水想定区域図の公表状況
洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川について、想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域図として公表する。
同条例に基づく洪水浸水想定区域の公表状況及び関係市町村は、以下のとおりである。

水 系 名	河川名	公表年月	関係市町村	管 内
淀 川	西高瀬川	H30.5	京都市	京 都
	岩倉川	H30.5	京都市	
	長代川	H30.5	京都市	
	御室川	H30.5	京都市	
	宇多川	H30.5	京都市	
	旧安祥寺川	H30.5	京都市	
	安祥寺川	H30.5	京都市	
	四宮川	H30.5	京都市	
	合場川	H30.5	京都市	
	西野山川	H30.5	京都市	
	西野山川支川	H30.5	京都市	
	藤尾川	H30.5	京都市	
	白川	R1.10	京都市	
	白川放水路	R1.10	京都市	
	音羽川	R1.10	京都市	
	鞍馬川	R1.10	京都市	
	静原川	R1.10	京都市	
	貴船川	R1.10	京都市	
	有栖川	R1.10	京都市	

水系名	河川名	公表年月	関係市町村	管内
淀川	瀬戸川	R1.10	京都市	京都
	東高瀬川	R1.10	京都市	
	七瀬川	R1.10	京都市	
	清滝川	R2.10	京都市	
	能見川	R3.5	京都市	
	別所川	R3.5	京都市	
	灰屋川	R3.5	京都市	
	片波川	R3.5	京都市	
	小塩川	R3.5	京都市	
	三明谷川	R3.5	京都市	
	筒江川	R3.5	京都市	
	知谷川	R3.5	京都市	
	細野川	R3.5	京都市	
	西羽束師川	R3.5	京都市	
	西羽束師川支川	R3.5	京都市	
	新川	R3.5	京都市	
	室地川	R4.10	京都市	
	明石川	R4.10	京都市	
	熊田川	R4.10	京都市	
	宇治川派流	R4.10	京都市	
	濠川	R4.10	京都市	
	針畑川	R4.10	京都市	
	久多川	R4.10	京都市	
	善峰川	H30.5	京都市、長岡京市	乙訓
	芥川	H30.5	京都市	
	犬川	H30.5	長岡京市	
	久保川	H30.5	大山崎町	
	防賀川	H30.5	京田辺市、八幡市	山城北
	馬坂川	H30.5	京田辺市	
	手原川	H30.5	京田辺市	
	天津神川	H30.5	京田辺市	
	遠藤川	H30.5	京田辺市、精華町	
	防賀川上津屋放水路	H30.5	八幡市	
防賀川神矢放水路	H30.5	京田辺市		
古川	H30.10	宇治市、城陽市、久御山町、京都市		
堂ノ川	H30.10	宇治市、京都市		
弥陀次郎川	H30.10	宇治市、京都市		
名木川	H30.10	宇治市、久御山町		
戦川	H30.10	宇治市		

水系名	河川名	公表年月	関係市町村	管内
淀川	新田川	H30.10	宇治市	山城北
	志津川	H30.10	宇治市	
	笠取川	H30.10	宇治市	
	井川	H30.10	宇治市	
	鬼灯川	H30.10	京田辺市	
	門口川	R1.5	宇治田原町	
	犬打川	R1.5	宇治田原町	
	符作川	R1.5	宇治田原町	
	糠塚川	R1.5	宇治田原町	
	大導寺川	R1.5	宇治田原町	
	禪定寺川	R1.5	宇治田原町	
	石詰川	R1.5	宇治田原町	
	奥山田川	R1.5	宇治田原町	
	里川	R1.5	宇治田原町	
	長谷川	R1.10	城陽市	
	青谷川	R1.10	井手町、城陽市	
	南谷川	R1.10	井手町	
	玉川	R1.10	井手町	
	渋川	R1.10	井手町、木津川市	
	滝ノ口川	R4.10	宇治田原町	
	大福川	R4.10	宇治田原町	
	岡本川	R4.10	宇治市	
	柚田川	R1.5	和束町	山城南
	南川	R1.5	和束町	
	中村川	R1.5	和束町	
	門前川	R1.5	和束町	
谷山川	R1.5	和束町		
椎原川	R1.5	和束町		
渋谷川	R1.10	木津川市		
山松川	R1.10	木津川市		
石部川	R1.10	木津川市		
井関川放水路	R1.10	木津川市		
鹿川	R1.10	木津川市		
乾谷川	R1.10	精華町		
乾谷川放水路	R1.10	精華町		
天神川	R2.10	木津川市、井出町		
萩の谷川	R2.10	木津川市		
不動川	R2.10	木津川市		
鳴子川	R2.10	木津川市		

水系名	河川名	公表年月	関係市町村	管内
淀川	新川	R2.10	木津川市	山城南
	蛇吉川	R3.5	木津川市	
	小川	R3.5	木津川市	
	大井手川	R3.5	木津川市	
	横川	R3.5	笠置町	
	打滝川	R3.5	笠置町	
	白砂川	R3.5	笠置町	
	布目川	R3.5	笠置町	
	山城谷川	R3.5	南山城村	
	渋久川	R3.5	南山城村	
	鶉ノ川	H30.10	亀岡市	南丹
	西川	H30.10	亀岡市	
	年谷川	H30.10	亀岡市	
	雑水川	H30.10	亀岡市	
	曾我谷川	H30.10	亀岡市	
	愛宕谷川	H30.10	亀岡市	
	七谷川	H30.10	亀岡市	
	古川	H30.10	亀岡市	
	山内川	H30.10	亀岡市	
	菰川	H30.10	亀岡市	
	法貴谷川	H30.10	亀岡市	
	千々川	H30.10	亀岡市	
	音羽川	H30.10	亀岡市	
	神田川	H30.10	亀岡市	
	北川	H30.10	亀岡市	
	三俣川	H30.10	亀岡市、南丹市	
	本梅川	H30.10	亀岡市、南丹市	
	東所川	H30.10	南丹市	
	官山川	H30.10	南丹市	
	馬田川	H30.10	南丹市	
天神川	H30.10	南丹市		
陣田川	H30.10	南丹市		
半田川	H30.10	南丹市		
八田川	H30.10	南丹市		
胡麻川	R1.5	南丹市		
志和賀川	R1.5	南丹市		
海老谷川	R1.5	南丹市		
室谷川	R1.5	南丹市		
中世木川	R1.5	南丹市		

水系名	河川名	公表年月	関係市町村	管内
淀川	奥山川	R2.10	南丹市	南丹
	木住川	R2.10	南丹市	
	奥山川	R4.10	京丹波町	
	天神川放水路	R4.10	南丹市	
	大路次川	R4.10	亀岡市	
	千ヶ畑川	R4.10	亀岡市	
	安威川	R4.10	亀岡市	
	栢原川	R4.10	亀岡市	
東掛川	R4.10	亀岡市		
由良川	須知川	H30.5	京丹波町	
	井尻川	R2.5	京丹波町	
	東又川	R2.5	京丹波町	
	質美川	R2.5	京丹波町	
	畑川	R2.5	京丹波町、南丹市	
	実勢川	R2.5	京丹波町	
	水戸川	R2.5	京丹波町	
	曾根川	R2.5	京丹波町	
	曾谷川	R2.5	京丹波町	
	大朴川	R2.5	京丹波町	
	水呑川	R2.5	京丹波町	
	上和知川	R2.5	京丹波町	
	西河内川	R2.5	京丹波町	
	由良川	R2.5	京丹波町、南丹市、綾部市	
	川谷川	R2.10	南丹市	
	砂木谷川	R2.10	南丹市	
	西川	R2.10	南丹市	
	山森川	R2.10	南丹市	
	下谷川	R2.10	南丹市	
	神谷川	R2.10	南丹市	
	太田川	R2.10	南丹市	
	原川	R2.10	南丹市	
	深見川	R2.10	南丹市	
	河内谷川	R3.5	南丹市	
	佐々里川	R3.5	南丹市	
	小畠川	R3.5	南丹市	
	西畑川	R3.5	南丹市	
	知見谷川	R3.5	南丹市	
中ノ谷川	R3.5	南丹市		
長谷川	R4.10	京丹波町		

水系名	河川名	公表年月	関係市町村	管内
由良川	木ノ谷川	R4.10	京丹波町	南丹
二級河川	堀川	H30.10	舞鶴市	中丹東
	鹿原川	H30.10	舞鶴市	
	祖母谷川	H30.10	舞鶴市	
	与保呂川	H30.10	舞鶴市	
	椿川	H30.10	舞鶴市	
	菅坂川	H30.10	舞鶴市	
	天清川	H30.10	舞鶴市	
	池内川	H30.10	舞鶴市	
	青谷川	H30.10	舞鶴市	
	米田川	H30.10	舞鶴市	
	高野川	H30.10	舞鶴市	
	女布川	H30.10	舞鶴市	
	瀬崎川	R2.10	舞鶴市	
	大丹生川	R2.10	舞鶴市	
	河辺川	R2.10	舞鶴市	
	朝来川	R2.10	舞鶴市	
	吉野川	R2.10	舞鶴市	
	福井川	R2.10	舞鶴市	
	八田川	R2.10	綾部市	
	小呂川	R2.10	綾部市	
上八田川	R2.10	綾部市		
大谷川	R2.10	綾部市		
野原川	R4.10	舞鶴市		
池の内下川	R4.10	舞鶴市		
寺田川	R4.10	舞鶴市		
由良川	荒倉川	H30.10	綾部市	
	安場川	H30.10	綾部市	
	田野川	H30.10	綾部市	
	井根川	R1.10	綾部市	
	浅原川	R1.10	綾部市	
	畑口川	R1.10	綾部市	
	草壁川	R1.10	綾部市	
	古和木川	R1.10	綾部市	
	伊路屋川	R3.5	綾部市	
	西坂川	R3.5	綾部市	
	白道路川	R3.5	綾部市	
	西方川	R3.5	綾部市	
	宇谷川	R3.5	舞鶴市	

水系名	河川名	公表年月	関係市町村	管内
由良川	久田美川	R3.5	舞鶴市	中丹東
	真壁川	R3.5	舞鶴市	
	土佐川	R3.5	舞鶴市	
	天野川	R3.10	綾部市	
	向田川	R3.10	綾部市	
	木住川	R4.4	綾部市	
	睦志川	R4.4	綾部市	
	山内川	R4.4	綾部市	
	稲早谷川	R4.4	綾部市	
	和江谷川	R4.10	舞鶴市	
	丸田川	R4.10	舞鶴市	
	八戸地川	R4.10	舞鶴市	
	池田川	R4.10	舞鶴市	
	岡田川	R4.10	舞鶴市	
	富室川	R4.10	舞鶴市	
	平川	R4.10	舞鶴市	
	下見谷川	R4.10	舞鶴市	
	長谷川	R4.10	舞鶴市	
	檜川	R4.10	舞鶴市、宮津市	
	滝川	R4.10	舞鶴市	
由良川	弘法川	H30.5	福知山市	中丹西
	鳴谷川	H30.5	福知山市	
	竹田川	H30.5	福知山市	
	弘法川放水路	H30.5	福知山市	
	雲原川	R1.5	福知山市	
	玉川	R1.5	福知山市	
	北原川	R1.5	福知山市	
	加津良川	R1.5	福知山市	
	榎原川	R1.5	福知山市	
	堺川	R1.5	福知山市	
	相長川	R1.5	福知山市	
	法川	R1.5	福知山市	
	大谷川	R1.5	福知山市	
	田中川	R1.10	福知山市	
	三河川	R1.10	福知山市	
	枯木川	R1.10	福知山市	
	蓼原川	R1.10	福知山市	
	尾藤川	R1.10	福知山市	
	在田川	R1.10	福知山市	

水系名	河川名	公表年月	関係市町村	管内
由良川	花倉川	R1.10	福知山市	中丹西
	大呂川	R1.10	福知山市	
	佐々木川	R1.10	福知山市	
	末川	R1.10	福知山市	
	東川	R1.10	福知山市	
	大油子川	R1.10	福知山市	
	直見川	R1.10	福知山市	
	大砂利川	R1.10	福知山市	
	宮垣川	R2.5	福知山市	
	千原川	R2.5	福知山市	
	深山川	R2.5	福知山市	
	畑川	R2.5	福知山市	
	小畑川	R2.5	福知山市	
	額田川	R2.5	福知山市	
	谷河川	R3.10	福知山市	
	大内川	R3.10	福知山市	
	田野川	R3.10	福知山市	
	平石川	R3.10	福知山市	
	寺尾川	R3.10	福知山市	
	川合川	R3.10	福知山市	
	台頭川	R3.10	福知山市	
	細見川	R3.10	福知山市	
	西松川	R3.10	福知山市	
峠ヶ鼻川	R3.10	福知山市		
友淵川	R3.10	福知山市		
猪鼻川	R3.10	福知山市、京丹波町		
加用川	R3.10	福知山市、京丹波町		
二級河川	吉永川	H30.10	京丹後市	丹後
	力石川	H30.10	京丹後市	
	徳良川	H30.10	京丹後市	
	鳥取川	H30.10	京丹後市	
	溝谷川	H30.10	京丹後市	
	芋野川	H30.10	京丹後市	
	小西川	H30.10	京丹後市	
	鱒留川	H30.10	京丹後市	
	久次川	H30.10	京丹後市	
	善王寺川	H30.10	京丹後市	
	大谷川	H30.10	京丹後市	
	常吉川	H30.10	京丹後市	

水系名	河川名	公表年月	関係市町村	管内
二級河川	久住川	H30.10	京丹後市	丹後
	新庄川	H30.10	京丹後市	
	三原川	H30.10	京丹後市	
	長野川	H30.10	京丹後市	
	円頓寺川	H30.10	京丹後市	
	永留川	H30.10	京丹後市	
	芦原川	H30.10	京丹後市	
	伯耆谷川	H30.10	京丹後市	
	香河川	H30.10	与謝野町	
	奥山川	H30.10	与謝野町	
	水戸川	H30.10	与謝野町	
	岩屋川	H30.10	与謝野町	
	加悦奥川	H30.10	与謝野町	
	温江川	H30.10	与謝野町	
	桜内川	H30.10	与謝野町	
	滝川	H30.10	与謝野町	
	大雲川	R2.5	宮津市	
	狩場川	R2.5	宮津市	
	今福川	R2.5	宮津市	
	須川	R2.5	京丹後市	
	男山川	R2.10	与謝野町	
	三田川	R2.10	与謝野町	
	宮川	R3.5	宮津市	
	犀川	R3.5	宮津市	
	真名井川	R3.5	宮津市	
	神子川	R3.5	宮津市	
	世屋川	R3.5	宮津市	
	大膳川	R3.5	宮津市	
	波見川	R3.5	宮津市	
	畑川	R3.5	宮津市	
	田原川	R3.5	伊根町、宮津市	
	奥田川	R3.5	伊根町	
	朝妻川	R3.5	伊根町	
	長延川	R3.5	伊根町	
吉野川	R3.5	京丹後市		
樋越川	R3.5	京丹後市		
新樋越川	R3.5	京丹後市		
離湖	R3.5	京丹後市		
大橋川	R3.5	京丹後市		

水系名	河川名	公表年月	関係市町村	管内
二級河川	木津川	R3.5	京丹後市	丹後
	俵野川	R3.5	京丹後市	
	栃谷川	R3.10	京丹後市	
	久美谷川	R3.10	京丹後市	
	河梨川	R3.10	京丹後市	
	馬地川	R3.10	京丹後市	
	神谷川	R3.10	京丹後市	
由良川	大迫川	R3.5	宮津市	
	馳出川	R3.5	宮津市	

京都府ホームページ公表アドレスは下記のとおりである。

https://www.pref.kyoto.jp/sabo/kouzui_sinsui/kouzuisinsuisouteikuiki.html

(3) 洪水ハザードマップ

洪水浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた第3章の市町村防災会議の責任に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第8条第3項に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

(4) 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(5) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項によるものを含む。）は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

作成した計画は市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるとともに、同組織を置いたときは、市町村長に報告しなければならない。

市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

なお、避難確保計画の作成が義務付けられた要配慮者利用施設に対し、講習会を開催するなど避難確保計画作成を促進する。

(6) 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(7) 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。

第 21 章 大阪府及び兵庫県との協定事項

1 大阪府との協定事項

- (1) 本府管内における淀川及び同支川、木津川及び桂川の堤防が決壊又は溢水の危険がある場合又は決壊した場合は、直ちに大阪府都市整備部河川室に通報するとともに、その後の情報を連絡すること。
- (2) 上下流の各水防管理者から応援を求められたときは、水防法第 23 条の規定に基づいて行動すること。

2 兵庫県との協定事項

- (1) 兵庫県内における竹田川の堤防が決壊、又は溢水の危険がある場合、又は決壊した場合は、直ちに京都府中丹西土木事務所に通報するとともにその後の情報を連絡すること。
- (2) 上下流の各水防管理者から応援を求められたときは、水防法第 23 条の規定に基づいて行動すること。
- (3) 市島町量水標（兵庫県丹波土木事務所）が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、京都府中丹西土木事務所に通報すること。

水防活動報告書様式（1）

水防活動実施報告書

令和 年 月 日

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸								
日時	自 月 日 時 至 月 日 時								
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計		
	人		人		人		人		
水防作業の概況及び工法	箇所 m 工 法								
水防の結果	効果	堤防 m	田 m ²	畑 m ²	家 戸	鉄道 m	道路 m	人口 人	その他
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使用資器材	かます、俵					居住者の出動状況			
	万年、土俵								
	な わ					水防関係者の死 傷			
	丸 太								
	その他					雨量水位の状況			
水防活動に関する 自己批判 備考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

水防活動実施報告書様式(2)

水防管理団体名 _____

平成30年台風第〇号における水防活動 (京都府〇〇市消防団・平成29年9月〇〇日~〇〇日)

〇概要

〇〇市〇〇消防団、〇〇市〇〇水防団等は、平成30年8月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量〇〇mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇~8/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

第 2 2 章 土地の立入の身分証明書

知事又は水防管理者が、水防計画を作成するために必要がある場合、必要な土地に立ち入らせるときに携帯する身分証明書は、次のとおりである（水防法第 49 条第 2 項）。

表

水 防 職 員	
第 号	交付 令和 年 月 日
所属機関名	水 防
職 名	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生
所属機関の長名	印

8 cm 4 mm

6 cm

裏

心 得
1 本証は、自己の身分を証明する。
2 記名以外の者の使用を禁ずる。
3 本証の身分を失ったときは、速やかに本証を返還する。
4 本証の身分に異動があったときは、速やかに訂正を受ける
5 本証は、水防法第 49 条第 2 項の規定により土地に立ち入る場合の証票である。